

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2019年6月20日発行
No.221 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

今のような障害区分認定もなく障害程度の違いで支給が変わることもなかったのです。シンプルで分かりやすいですよ。ヘルパー事業者も報酬単

な方は、ケースワーカーさんに相談。今のような障害区分認定もなく障害程度の違いで支給が変わることもなかったのです。シンプルで分かりやすいですよ。ヘルパー事業者も報酬単

れなのかな? 正直わからないです。この支援のそれぞれをどのような人が利用できるかを教えてください。

Q ママ友とのふとした会話からです。「移動支援」とか、「行動援護」とか聞きますが、違いも判らないし、うちの子が利用できるのは、どれなのかな? 正直わからないです。

この複雑な制度と当事者を取り持つのが計画相談です。ご本人の希望をサービス利用計画に書き起こし、相談員が役所に申請をします。ここで「移

風呂に入りたい」「お掃除をしてほしい」という思いは同じなのに、それが、障害によって利用できたりできなかったりするの、おかしいと思うのですが、この法律に従わないと、公的な支援は受けられません。

「障害福祉情報サービスらくらく」で調べると川崎市内には、基幹の相談センター各1カ所、委託相談センターが各区に3カ所、それ以外にサービス利用計画作成が可能な指定計画相談事業所が50カ所以上あります。お近くにもあると思います。

動支援」になるのか、「行動援護」になるのか、どのくらいの支援が受けられるのかもわかります。計画案が認められ受給者証が発行されれば、支援をしてくれる事業者も探してくれます。とはいえ、土日に外出サポートをするヘルパー事業所は、飽和状態。すぐには見つからないかもしれません。

今月号の目次

- 1 こななときどきにするの.....1
- 2 療育ねひろば.....5
- 3 医療ケア交流会.....6
- 4 第19回総会報告.....7
- 5 ゲキワルサイト.....8

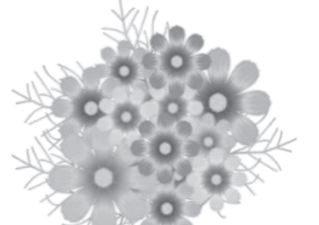


第4回「ともに生きる社会」を考える神奈川集会 2019 ～私たち抜きに私たちのことを決めないで!～

日時：7月27日(土) 12:30~16:20
(受付開始 12:00)

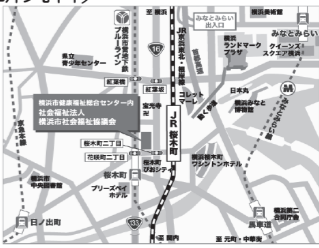
会場：横浜市健康福祉総合センター(横浜市中区桜木町1-1)
最寄り駅：JR 京浜東北・根岸線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」下車 徒歩5分

- 参加費：無料(事前申し込み制、裏面の申込方法ご参照)
 - 定員：300名
 - 情報保障あり
- (ご希望の方は7月12日(金)までにご連絡下さい)



【プログラム】(敬称略、予定)

- 12:35 開会あいさつ 実行委員長: 鈴木治郎(実行委員長)
 - 12:40 追悼
 - 12:45 実行委員会報告(神奈川集会が目指すもの)
報告者: 室津滋樹(横浜市GH連絡会)
 - 12:55 基調講演: 山田 優さん(元長野県出先機関・西駒郷地域生活支援センター所長)
 - 14:00 ~休憩~
 - 14:15 鼎談
・山田 優さん
・三田 優子さん(大阪府立大学准教授・大学院システム科学研究科)
・玉木 幸則さん(Eテレ「バリバラ」コメンテーター)(西宮市社会福祉協議会)
 - 16:00 アピール文採択
 - 16:20 閉会あいさつ
- ※ 現在、実行委員会にて調整中のため、内容等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



- ◆お問合せ先:
- 第4回『ともに生きる社会』を考える神奈川集会・実行委員会 事務局
1. 神奈川県障害者自立生活支援センター(KILC・キルク) 代表: 鈴木治郎
〒243-0035 神奈川県厚木市愛甲1-7-6
TEL046(247)7503 / FAX046(247)7508 / メール info@kilc.org
 2. 自立生活センター 自立の魂 ~略してじりたま!~ 代表: 磯部浩司
TEL045(341)3698 / FAX045(341)0888

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費 一口 2000円

発行所 郵便番号一五七〇〇七三 世田谷区砧六二六二一
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価一〇〇円

(本誌5・6・7・8面は会員のみに郵送)



重度訪問介護・行動援護とは

のり せいどじょうぼう
紀さんの制度情報

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であって、次のいずれかに該当する者

1 次のいずれにも該当する者 (1) 二肢以上に麻痺等があること (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（行動関連項目等：コミュニケーション、説明の理解、大声・奇声を出す、異食行動、多動・行動停止、不安定な行動、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、不適切な行為、突発的な行動、過食・反すう等、てんかん発作の頻度（これのみ医師意見書による）：それぞれ程度に応じて0・1・2の3段階で点数化する）

行動援護

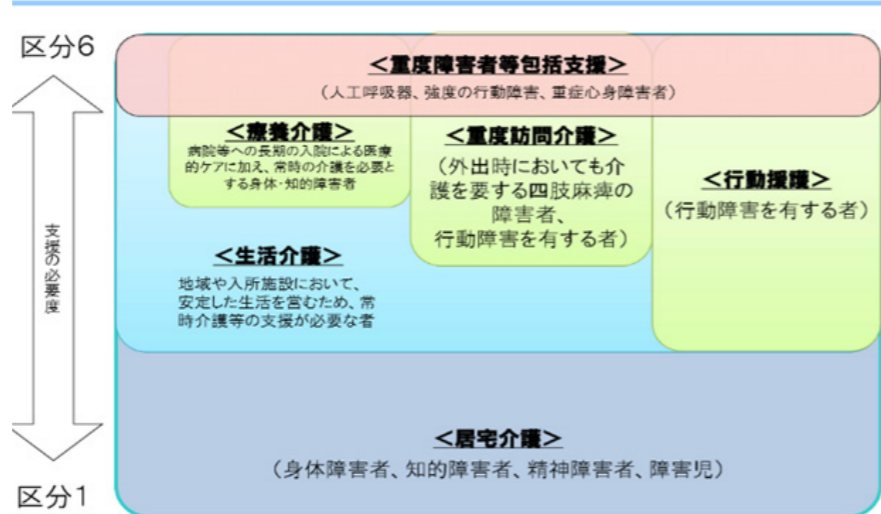
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の割合）である者

制度というのは当事者にとって非常にわかりづらく、どう活用できるのかみなさん悩ましいところだと思います。相談に行っても区役所のワーカーさんが、制度を理解されていないという場合もあります。制度の主旨を理解してもらうよう、粘り強く交渉できる力をつけることが、私たち当事者に必要な時代になってきていると思います。

在宅の重度障害者を対象とするサービスとその対象者像



障害者差別解消法（当事者家族から）

「私の息子は歩けるのに医ケアが必要で、現在の制度では想定されていない障害です。」

今回はそんな息子を含めた医ケア児の放課後デイやショートステイの体制について、お伝えします。

息子は就学前から、未就学児へ療育を行う「児童発達支援」を利用しており、就学後もそのまま同じ事業所が運営する放課後デイにお世話になっています。

現在、放課後デイ自体は急速に増えていますが、看護師の配置が必要な医ケア児に対応した放課後デイは、全く足りていません。

息子は就学後の心配もあり児童発達支援の段階から利用し、幸い看護師の方が立ち上げた安心できる施設に巡り会いましたが、医ケア児に加えて、同じく対応に人員や施設の整

備が必要になる肢体不自由児向けの放課後デイも全く足りておらず、周囲でも利用を断られ続けている人がいるのが現状です。

医ケア児や肢体不自由児には、利用可能なショートステイ先も大変少なく、冠婚葬祭や親の入院であっても、子どもを預かってもらえないのが状況です。そんな中、2016年に国立療育センターに「もみじの家」が完成しました。こちらは1泊4〜5千円で医ケア児や肢体不自由児も宿泊できる施設です。

しかし、このような施設は今までなかったため、全国から利用希望が殺到し、相談だけで3年半以上、実際の宿泊にはそこからさらに待つ状

況です。また運営費を補助するのは地元自治体のみで、国からはなく、昨年度6千万円の赤字は寄付で賄ったとのこと。もみじの家で新しく始まった取り組みが正しく評価され、公的な支援も投入されてほかな場所へも広まっていくことを期待しています。

重心の子どもには、「大島分類」と呼ばれる分類表があり、行政が福祉サービスを判断する際にも用いて



います。

ところが、これには「医ケアで歩ける人、知的がなくて医ケアが必要の人」といった、今までにない障害の分類は、想定されていません。実際に療育手帳がなくて医ケアが受けられなかった例や、息子も歩けるがゆえに医ケア対応の施設を利用できなかったことがあります。

医療の進歩で一人ひとりに様々な障害の状況がある今、これからは個人の障害にあつた対応がなされるようになればと思います。」